不正受給事業主等のホームページでの公表について

障害者雇用納付金関係助成金および障害者職場実習等支援事業(以下「助成金等」といいます。)の不正受給を行った事業主等は、機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。

不正受給について

不正受給とは、偽りその他不正の行為(以下「不正行為」(注)といいます。)により、本来、受けることのできない助成金等の認定または支給を受け、もしくは受けようとすることをいいます(代理人等による偽りの届出、報告、証明、その他の行為によるものを含みます。)。

そのため、助成金等受給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、不正行為による認定申請や支給請求 (以下「申請等」といいます。)を行い、機構での審査の過程で不正が発覚した場合や不正行為により申請等を 行い、その後これらの取下げを申し出た場合も、不正受給として取り扱います。

(注)「不正行為」には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法各条に抵触する行為のほか、刑法上犯罪とならない場合でも、故意に機構に提出する書類に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うこと等も含まれます。

また、助成金等の申請等ができない事業主が、偽って申請等を行うことも不正行為に該当します。

不正受給に該当した場合の措置

- (1)助成金等の不正受給に該当した事業主等は、当該助成金等のほか他の助成金等についても受給資格の不認定や取消し、支給請求の不支給や取消しとなります。また、受給資格認定を受けている他の助成金等については支給終了になります。助成金等の不正受給と判断した時点で支給決定したものの送金前の助成金等がある場合は、その支給決定は取り消されます。なお、不正受給措置の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の日まで新たな助成金等の申請等は不認定または不支給となります。
- (2)代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い、事業主等が助成金等の受給資格の認定または支給を受け、 または受けようとした場合は、不認定または不支給となります。なお、当該代理人等が届出、報告、証明その 他の行為により申請等を行っている他の事業主の他の助成金等についても不認定または不支給とします。 また、5年間この代理人等による届出、報告、証明その他の行為による新たな助成金等の申請等について機 構は受理しません。
- (3)機構は、不正受給により助成金等の支給を受けた事業主等および偽りの届出、報告、証明等を行った代理人等に、支給した助成金等の全部または一部の返還を命じます。なお、不正受給の日の翌日から完納日までの延滞金(年率3%)及び不正受給により返還を求められた額の2割に相当する額を併せて徴収します。

事業主名等の公表

事業主等が不正受給の行為により、助成金等の受給資格の認定または支給を受け、または受けようとした場合は、次の事項を公表します。

- (1)不正受給の行為を行った事業主等の氏名および事業所の名称・所在地
- (2)不正受給の行為を行った事業主等の事業の概要
- (3)不正受給の行為により、助成金等の受給資格の認定または支給を受け、または受けようとした助成金等の名称、受給資格または支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況
- (4)不正受給の行為の内容

代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が助成金等の受給資格の認定または支給を受け、または受けようとしたことがある場合は、次の事項を公表します。

- (1)偽りの届出、報告、証明等を行った代理人等の氏名および事業所の名称・所在地
- (2)偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が助成金等の受給資格の認定または支給を受け、または受けようとした助成金等の名称、受給資格または支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況
- (3)偽りの届出、報告、証明等の内容

事業主名等の公表のほか、悪質な場合は刑事事件として告発します。



